

投稿論文

母子生活支援施設における自立支援計画のあり方について

武藤 敦士

母子生活支援施設愛知昭和荘

● 要約 ●

1997年の児童福祉法改正により、母子生活支援施設には個別世帯ごとの自立支援計画の策定が義務づけられた。最近の動向をみると、2012年3月に発表された「母子生活支援施設運営指針」では、これまでの世帯ごとの自立支援計画に加え、入所母子一人ひとり個別の自立支援計画の策定と、その組織的な取り組みが求められている。さらに、それは2013年度から各施設に義務づけられた第三者評価の判断基準項目としても定められている。

しかし、母子生活支援施設全体における実践と研究の展開をみると、「自立」概念の共有化が未だ図られておらず、「退所」と「自立」の関係についても明確に示されていない。そのため、本稿では今日的「自立」概念の提示と、「自立」と「退所」との関係、自立支援をめぐる今日的動向を踏まえ、母子生活支援施設における自立支援計画のあり方に関する枠組みについて明らかにした。

● Key words : 母子生活支援施設, 自立, 退所, 自立支援計画, 一貫した支援

人間福祉学研究, 6 (1) : 105-123, 2013

1. はじめに

1997年の児童福祉法改正により、児童福祉法に規定される各施設の目的に「自立支援」の概念が付加された。これにより、各施設に自立支援計画の策定が義務づけられた。母子生活支援施設においても、個別世帯ごとの自立支援計画の策定が義務づけられ、それに向けた取り組みが進められている。『平成22年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』によると、自立支援計画を策定している施設は98.4%に達しており、ほぼすべての施設で何らかの自立支援計画を策定していることが確認できる。『平成24年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』では、母と子それぞれに集計しており、母親の自立支援計画の策定は97.6%、子ど

もの自立支援計画の策定は61.4%の施設で実施されている。

自立支援計画については、2012年3月に発表された「母子生活支援施設運営指針」(以下、運営指針)によって、これまでの世帯ごとの自立支援計画に加え、入所母子一人ひとり個別の自立支援計画の策定と、その実現に向けた組織的な取り組みが求められている。それは2012年度から各施設に義務づけられた第三者評価の判断基準項目としても定められている¹⁾。

しかし、母子生活支援施設全体における実践と研究の展開をみると、自立支援計画策定の前提となる「自立」の捉え方について、未だ共通理解が図られていないことがわかる。また、「退所」と「自立」の関係についても明確に示されていない。そ

のため、「自立」を狭義の経済的自立とみなし、「自立」と「退所」を同義に扱う施設も存在する。

このことから、本稿では母子生活支援施設で取り扱う今日的「自立」の捉え方について整理し、「退所」との関係性を明らかにし、運営指針をはじめとする最近の動向を踏まえ、母子生活支援施設における自立支援計画のあり方について考察する。

なお、母子生活支援施設は1997年の児童福祉法改正まで、「母子寮」という名称であった。そのため、本稿では改正前の論述については、旧名称である「母子寮」を使用する。また、本稿では暮らしの単位である「世帯」という表現を用いるが、引用箇所等については、「家庭」という表現をそのまま使用する。

2. 研究の背景と目的

2.1. 母子生活支援施設退所世帯の状況

『平成24年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』によると、退所した世帯の在所期間は、6月未満が17.7%、これを含む1年未満では33.9%となっている。また、全体の76.4%が3年未満と報告されている。

退所の理由をみると、「経済的自立度が高まった」ことによる退所が18.2%、これに、「日常生活、身辺、精神的自立が高まった」ことによる退所の14.5%を加えても、「自立」を理由に退所した世帯は3割程度である。さらにこの報告では、「経済的自立」が減少傾向にあることが報告されている。

「経済的自立」の低さを裏づけるように、入所している母子世帯の雇用形態をみると、雇用されている全体の85.4%が非正規雇用である。年次別推移では、「『正規雇用』の減少が続き、今回の調査では最低値となっている」ことが報告され、非正規化が進んでいることがわかる。その月収は、非正規雇用では、「5-10万未満」51.3%、「10-15万未満」32.3%と極めて低い。正規雇用でも

「10-15万未満」58.5%、「15-20万未満」23.1%となっており、母親の就労収入をもって自立するには、非常に厳しい状況にある。

さらに、退所母子世帯の70.7%が、親族との同居や復縁・再婚などを行わない「単独の母子世帯」として地域に出ており、退所後も母子世帯として生活している。

以上のことから、母子生活支援施設に入所している世帯の多くが、極めて短期間に本来的な意味での「自立」に至ることもなく、低くて不安定な就労状況にあるにもかかわらず、施設を退所していることがわかる。このことは、入所中の自立支援はもとより、退所後も引き続きアフターケアによる自立支援が必要であることを示唆している。

2.2. 母子生活支援施設における自立支援計画に関する研究の到達点と課題

母子生活支援施設における自立支援とそれのための自立支援計画に関する研究は決して多くはなく、散見される程度である。

そのなかで、母子世帯の地域における安心で安定した自立生活を実現するために最も重要で、かつ最も達成困難なものが「経済的自立」であることは、多くの論者の指摘において共通している²⁾。

さらに、「近年入所母子の抱える問題は非常に複雑化し、解決が困難になってきている」(流石, 1998: 40)という実態から、「多様化複雑化する福祉需要に対し、福祉実践は一層の個別化とネットワーク化が求められていく」として、「ゼネラル・ソーシャルワークとしてとらえ実践することが必要になる」(田中, 1998: 215)と指摘されている。これを、問題解決援助に代表されるソーシャルワーク援助としての「新たなアプローチとして注目されているジェネラリスト・ソーシャルワーク」に求めて理論化を試みているのが山辺である。山辺は、「ジェネラリスト・ソーシャルワークの概念を用いると、生活型社会福祉施設において、生活支援を行いながら問題解決型援助を行うことについての概念的枠組みが明確化される」(山辺,

2002a: 57) と述べている。

母子生活支援施設における自立支援計画の策定と、それにもとづいた支援に関する研究は、ジェネラリスト・ソーシャルワークを指向する山辺の研究をひとつの到達点として、方法論を中心に、非常に少ないながらも展開されてきている。

自立支援計画と、それにもとづく支援に関する先行研究の課題としては、以下の二つがあげられる。

ひとつは、山辺に代表される方法論的アプローチによる研究が主流であるため、アフターケアの必要性は指摘しながらも、入所中の支援とアフターケアの関係が整理されていないことである。これには、研究と実践における「自立」の捉え方が影響を与えていると考えられる³⁾。「自立」を退所と同時期、もしくはそれ以前に達成されるものとして捉える従来の研究では、入所中に解決できなかった問題が、地域生活へ持ち越されたためにアフターケアが必要になると考えられており、アフターケアが、本来であれば施設生活のなかで解決されるべき問題への支援になっている(傍点筆者)。また、退所後に生じる地域での新たな生活問題を、入所中の支援と結びつけて解決・改善していくという視点に欠けているため、入所中からの一貫した支援のあり方について論じられていない。

もうひとつは、母子世帯の生活問題を捉える視点の相違である。母子世帯の生活問題を、ジェンダーの視点で捉える今市(2000)と、国民一般の生活問題が鋭く表出しているひとつの典型として捉える田中(1998)のように、同一の研究対象に対し、それを捉える視点に違いが生じている。母子世帯の生活問題の根本的要因に世帯の貧困問題があることから考えると、母子世帯の母親が労働者としてどのように処遇されてきたかという考察を抜きに、この問題を考えることはできない。母子世帯の母親は、ワーキングプアの代名詞のような存在だからである。しかし、それは「女性だから」、不安定雇用労働者であり貧困であるという

ことではない。母子世帯の母親を、市場経済の発達のなかで、使い勝手のよい労働力として活用されてきた女性労働者の一部として捉えたとしても、「女性だから」という捉え方では一面的なものになってしまい、社会科学的な分析にもとづく社会福祉の機能・役割を論じることができなくなる。流石(1998: 51)が母子世帯を、「不安定要素をたくさん抱える階層の人たち」として捉えたように、母子世帯を労働者世帯一般における階層性をもった世帯類型のひとつとして捉えることにより初めて、それに応じた社会福祉のあり方が論じられるようになるのではないか。母子世帯の生活問題は、労働者とその家族によって構成される世帯のなかでも、就労と子育てをひとりで両立させなければならない、女性世帯主世帯の抱える生活問題として捉えられるべきであり、国民生活一般から切り離された固有・独自の分野・領域として捉えられるべきではないであろう。

2.3. 本研究の目的

本研究は、自立支援計画を用いて個別支援の方法を模索するものではなく、政策・制度のなかで求められてきた自立支援計画のあり方について、運営指針が発表された現段階において理論的整理を試み、入所から退所後のアフターケアに至る一貫した支援のあり方について、新たな示唆を与えようとするものである。

山辺の研究によれば、ソーシャルワーク終結後のフォローアップをアフターケアとして位置づけ、「このような一連の一貫した支援の流れ」を「自立支援」と位置づけている(山辺, 2007: 4)。しかし、山辺は「自立」を退所時までには達成できる概念として捉えているために、アフターケアの位置づけはフォローアップにとどまり、入所時からの継続性のある支援としての位置づけが不十分と思われる。

そこで、本研究では、今日的「自立」の捉え方の整理を行ったうえで、先に述べた先行研究の二つの課題のうち、特にひとつめの入所中の自立支

援計画のあり方とアフターケアとの関係について理論的に整理し、運営指針の内容との整合性を確認しながらその枠組みを示すとともに、そのうえで、母子生活支援施設における自立支援計画の策定と、それにもとづいた支援のあり方について考察する。

先行研究の二つの課題のうち、二つめについては、母子世帯の母親の雇用・労働問題との関係で整理する必要がある。今日のワークファーストを強化したワークフェア政策のなかで、政策主体からの有言・無言の圧力に曝される母親に無理な就労を強いることなく、また、児童に進学を断念させてまで早期の就労自立を求めることなく、当事者の立場に立ちながら、母子世帯の就労と子育ての両立を、当事者主体でいかに実現できるかが支援課題となると考える。世帯が既存の社会資源を活用しながらこれを実現していくことを、側面的に支援することが母子生活支援施設には求められている。さらにそうした支援は、社会保障・社会福祉の諸矛盾への気づきを促し、その課題を追求し、改善を要求する運動主体としての組織化へと支援の視野が広がっていく。この二つめの課題に関し、自立支援計画を活用し、世帯のワークライフバランスを実現するとともに、運動主体として育成し、組織化していくというテーマについては、次稿以降の課題としたい。

3. 母子生活支援施設において支援する「自立」とは

3.1. 経済的自立に主眼を置いた政策

自立の概念は諸説様々であるが、自立支援計画を策定するにあたっては、職員間における「自立」概念の共有化が不可欠である。

児童福祉法に自立支援の概念が持ち込まれた1997年当時は、社会福祉基礎構造改革の真っ只中であり、自民政権によるワークファーストを強化したワークフェア政策の展開が図られていた。それがひとつの形としてあらわれてきたものが、

2002年3月に厚生労働省より出された「母子家庭等自立支援対策大綱」（以下、対策大綱）である。ここにおいて明確に、「特に母子家庭については、母親の就労等による収入をもって自立できること、そしてその上で子育てができることが子どもの成長にとって重要」と打ち出された。この対策大綱にもとづいて行われた改革は、「ひとり親家庭に対する『きめ細かな福祉サービスの展開』と母子家庭の母に対する『自立の支援』」に主眼を置いていた。そのなかで、母子生活支援施設には、入所母子を含めた地域で生活するひとり親世帯の就労による経済的自立を支援するための方策と、そのための生活支援策が求められていた。

この考えは、母子家庭及び寡婦自立促進計画にも反映されている。2002年11月に改正された母子及び寡婦福祉法第12条にもとづいて都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画では、「子育てと生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の4項目を策定の柱としている。ここでは、母子家庭の家庭生活と職業生活の両面における生活の安定を目指した自立支援を考えているが、その前提に立つのは経済的自立である。横浜市の「横浜市母子家庭等自立支援計画～ひとり親世帯の自立に向けて～」⁴⁾のように、「子育てや生活の支援」、「就業の支援」、「自立へ向けての経済的支援」、「養育費の確保」、「相談機能や情報提供の充実」、「児童自身へのサポート」など独自の項目も加えて支援の基本目標にしているところもあるが、多くの自治体では先の4項目をそのまま基準として使用し、計画を策定している。

しかし、母子世帯の現状をみると、母子世帯の母親の8割が既に何らかの形態で就労しているにも関わらず、低い収入状況に陥っている⁵⁾。その結果、母子世帯は他の世帯類型に比べ、高い貧困率を示している⁶⁾。母子世帯の多くがこのようなワーキングプア状態にあるにも関わらず、就労による経済的自立のみを「自立」とすることは、母子世帯の現状と、それを生み出している社会的背景に対し、整合性を欠いている。

3.2. 今日的「自立」の捉え方

2000年代初頭、経済的自立が母子世帯の目指すべき「自立」として政策的に設定されたものの、現在の雇用・労働政策のなかでは就労していても経済的自立に足る収入が得られない現実があることが、周知の事実として認識されてきた。その結果、「自立」の捉え方も徐々に変化してきたといえる。

生活保護制度の運用において、2005年から導入されている自立支援プログラムでは、「自立」の概念を、①経済自立（就労による経済的自立）、②日常生活自立（身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること）、③社会生活自立（社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること）の三つにわけて考え、受給者それぞれの有する能力に応じた支援に取り組んでいる。未だに、最終的な自立目標を就労による経済的自立に置いているものの、そこに至るプロセスに、それぞれの能力に応じた自立論を持ち込んだことは画期的であった⁷⁾。

2007年4月に社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（以下、全母協）が発表した「全国母子生活支援施設協議会倫理綱領」⁸⁾（以下、倫理綱領）では、自立支援について、「母子生活支援施設は、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともしながら、母と子を支えることをめざします」と定めている。ここにおける「自立」の支援とは、経済的自立という狭義の自立概念ではなく、「利用者それぞれの自立の考え方を大切にしながら、利用者の生活スキル・生活の質の向上をめざして、母子生活支援施設はその実現に向けて寄り添う」ことを目的としている（社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会、2012: 50）。

母子生活支援施設に関する先行研究においても、「自立」は狭義の経済的自立に限定しない、多義的概念が用いられている。

湯澤（1999: 94）は「自立」を、「さまざまな状

況のなかで自分に必要なものを選び取りながら人間や社会と結びついていくこと、またあるがままの自分を生きるために自らを癒していく環境を相互に保障していくこと、そのようななかで『自力で立つ』のではなく自分とは異なる他者とともにありながらとり結ばれる関係を力にしていくこと」としている。松原（1999b: 38）も同様に、「自立を『人間関係を取り結べることを基盤とした社会生活の展開』として整理」している。山辺（2007: 3）においても、「自立」を、「『自己決定や自己選択によって、自分らしく生き生きと生活できること』などを指す」と考えており、社会生活のなかで社会資源を有効に活用しながら自分らしく生きていけるようになることが、今日的「自立」の捉え方であると考えられる。

3.3. 児童の「自立」について

これまでに述べてきた「自立」は、母子世帯の「自立」であるが、実質的には母親にとっての「自立」と考えてよい。労働市場に参加して、その労働力をもって経済的に自立することを前提に、しかしその実現が困難である現状から述べられてきた今日的な「自立」である。松原（1999b: 38）が、母子生活支援施設においては、「世帯としての自立とともに、子どもの年齢に応じた子どもの自立支援も支援課題となる」と考えているように、母親の「自立」だけでなく、児童の「自立」についても整理しておかなければならない。

児童の自立支援については、1997年の児童福祉法改正当時より個別児童の自立支援計画策定が義務づけられてきた児童養護施設の実践と研究から、多くの示唆を得ることができる。1997年の改正では、児童福祉法第41条の児童養護施設の役割に、児童を養護することとともに、「あわせてその自立を支援すること」が目的として加えられた。児童福祉施設最低基準第45条の2では、児童養護施設における生活指導と職業指導を目的として、「入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するため

の計画を策定しなければならない」と定めている。それにもとづき、児童養護施設では当初より、児童一人ひとり個別の自立支援計画を策定してきた。

政策的には、児童の自立支援を「基本的生活習慣の習得や職業指導だけを意味するもの」ではなく、「児童が社会人として生活していくための総合的な生活力を育てること」と考えている。そのうえで、自立支援計画とは、「児童の自立を支援するために、児童が入所している施設が、児童相談所の処遇指針⁹⁾を受けて、児童及び保護者の意向と関係機関の意見を踏まえて作成する、児童及びその家庭への援助の計画」としている(森, 1998: 62)。

竹中(1998: 47-49)は1997年の児童福祉法改正にもなつて出された当時の厚生省の通知などを、「自立の内容については、一連の項目を列挙しているだけであって、子どもにとっての自立の意味、発達と自立の関係などは解明されていない。また、自立の内容が、生活技術(社会生活技術)に偏っている」と批判している。しかし、改正された児童福祉法第41条に自立支援の概念が加えられたことについては、「『養護する』に十分含ませることができなかつた広い意味での『成長・発達の援助』を『自立を支援する』の言葉のなかに含ませたのであると理解」している。そのうえで、「自立の概念を子どもの発達と人格形成全体から見て整理すること、また生活技術に偏ることなく、基礎学力の形成、高校進学などを含む進路・進学保障、社会の主権者としての自立、自己実現など『人間的自立概念』に拡大する必要がある」と指摘する。

竹中による「自立」とは、自己実現から社会的自立、経済的自立までを含む多義的概念であり、「人間の生涯の発達とかかわる過程(プロセス)としての概念」である。「少なくとも児童期に(自立の)完成はありえない」(括弧内筆者)ことを前提に、自立と発達を一体のものと捉え、人生自体を自立の過程としてみているため、「子どもがその

ときどきの発達課題に直面し、これを克服・達成するときに、その課題については自立を達成した」ものとみている。そして、「子どもの発達の条件を確保し、発達の援助をすることが、それぞれの段階や局面の自立を実現していくことにつながる」と整理している。

このような「自立」を支援する「自立支援」については、「基本的には子どもたちの生活全般の援助を基礎にする成長・発達の援助、および家族関係・社会関係の援助、経済的援助など(自立できる環境その他の諸条件をととのえることなど)を含む活動」であるとする。そして、そのための「自立支援計画」を、「個別の子どもに焦点化して児童養護の働き全体を表現すること」と整理している。これは、「個別の子どもの個別の事情や成長発達の状態、および必要な援助内容を明らかにし、その施設の児童養護の働き全体をどのようにその子どもの必要に対応して、練り直し、計画し、実施するのか」を表現したものである(竹中, 1998: 49)。

これをみると、児童の「自立」とは、それぞれの発達段階において、児童が自己実現していく過程とその達成を意味する。児童自ら目標を設定し、その達成課題に取り組んでいくその過程が、既に児童にとっての「自立」であり、その過程における環境調整を含めた支援の見取り図を、児童とともに考えて設計したものが自立支援計画となる。そして、その計画にもとづいた、児童主体で行う職員との協働作業が自立支援ということになる。

母子生活支援施設の場合、このように策定された児童個別の自立支援計画を、どのように世帯としての自立支援目標にむすびつけ、整合性を保っていけるかが重要となる。

4. 母子生活支援施設における自立支援計画をめぐる動向

4.1. 母子生活支援施設における従来の自立支援計画の特徴

母子生活支援施設では、臨調・行革以降の新自由主義の推進を受けたワークフェア政策の展開のなかで、1997年の児童福祉法改正において、第38条の施設における支援の目的に自立支援の概念が付加され、1998年から施行されている。

それにともない、児童福祉施設最低基準の改正が行われ、「母子生活支援施設における生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じて就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援によりその自立促進を目的とし、その私生活を尊重して行われなければならないこと」¹⁰⁾が生活支援に関する項目として第29条に設けられた。1998年2月18日の厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知「児童養護施設等における児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行に係る留意点について」¹¹⁾でも、「個々の母子の精神・身体及び日常生活の状況に応じた生活指導の充実に特に留意願いたい」として、「就労」と「家庭生活及び児童の養育」について、「指導をさらに充実されたい」としている。

1998年3月5日には、「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」¹²⁾（以下、1998年通知）が出された。そこでは、母子生活支援施設における入所者の自立支援計画について、「入所から退所後までの間の継続的な支援を行うことがもとより必要であるとともに、今回の最低基準の改正を踏まえ、母子家庭の自立支援の観点にたった支援の充実や、福祉事務所、母子相談員（現在の母子自立支援員）、児童家庭支援センター、母子福祉団体、公共職業安定所、児童の通学する学校や児童相談所等関係機関との連絡を推進する観点から、入所者個別の自立支援計画を策定されたい」（括弧内筆者）と述べられている。この計画では、「入所時に福祉事務所、母子相談員等と協議の

上、母子自身の意見意向も踏まえて策定」するとともに、定期的に再評価を行う必要性を指摘している。その際の注意点として、「母子の問題や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が母親の自立及び児童の成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置く」ように促している。ここでは、再評価の目的が母子の問題や短所の指摘ではなく、施設が行ってきた支援の評価と改善点の発見であることがわかる（傍点筆者）。

母子生活支援施設における自立支援計画については、2005年4月1日より「児童福祉施設最低基準」の第29条の2に、「母子生活支援施設の長は、前条（第29条、生活支援）の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない」（括弧内筆者）という条文が付加されて施行された。基準の改正を受けて、2005年8月10日には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長名で、「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」¹³⁾（以下、2005年通知）が出された。1998年通知と比較すると、児童単独で入所する児童養護施設等に関する記述の見直しが行われているものの、母子生活支援施設については1998年通知とほぼ同様のものとなっている。なお、2005年通知の発効をもって1998年通知は廃止されている。

以上のような経緯で策定が求められてきた児童福祉施設における自立支援計画の従来の特徴は、児童単独で入所している各種施設では、児童個別の自立支援計画が、「子どもや保護者、児童相談所など関係者と連携を図り、評価の妥当性や信頼性を確保することに留意」しながら、個人単位で策定されてきたということである。対して、母子生活支援施設における自立支援計画をみると、「入所者個別の自立支援計画を策定されたい」というものの、当時示されていた資料をみると、策定が求められていた自立支援計画は、世帯単位

ものであったことがわかる。

4.2. 自立支援計画のあり方をめぐる今日的動向について

母子生活支援施設が行う支援方針のあり方をめぐっては、2012年3月に発表された厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」¹⁴⁾のなかの「母子生活支援施設運営指針」によって示された。この運営指針は、2011年7月に児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が発表した「社会的養護の課題と将来像」において、「社会的養護の施設には、これまで、保育所保育指針に相当するものが無いことから、平成23年中を目標に、各施設等種別ごとに、運営理念等を示す施設運営指針を策定する」ことが目標とされたことにもとづいている。

運営指針では、「アセスメントの実施と自立支援計画の策定」について、

- ① 母親と子どもの心身の状況や、生活状況を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親や子どもの個々の課題を具体的に明示する
- ② アセスメントにもとづいて母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制を確立し実際に機能させる
- ③ 自立支援計画について、定期的な実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する

以上の3項目にわけて考えている。

ここにおける自立支援計画策定の特徴は、2005年通知にみられるような個別世帯ごとの自立支援計画ではなく、母と子それぞれ個別に実施するアセスメントと、そのアセスメントにもとづいた一人ひとりの自立支援計画の策定と支援の実施である。実施にあたっては、自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置し、ケース会議における合議のうえで、「支援上の課題」、「課題解決のた

めの支援目標」、「目標達成のための具体的な支援内容・方法」について定めるとしている。策定とそれにもとづいた支援の実施後は、当事者である母子参加のもとに、必要に応じて見直しを行うとともに、そこで得た知見を他のケースにも応用できるように、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みづくりも求められている。

このように、運営指針に個別自立支援計画の策定が示された背景には、運営指針策定のために組織された母子生活支援施設ワーキンググループに学識経験者として参加した山辺と、その研究と実践の協力者である芹澤による、実践現場と協働で取り組んできた個別自立支援計画にもとづく支援に関する研究と実践の成果があると考えられる¹⁵⁾。

4.3. 自立支援計画の策定と運用に求められる組織的な取り組みについて

自立支援計画の策定・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）は、施設の組織力の向上を目指して、2009年度より各施設に1名配置されている¹⁶⁾。

「社会的養護の課題と将来像」では、「ケアの質の向上を図るため、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、児童等に対するケアの方針の調整や、ケアチームをまとめる『チーム責任者』を配置し、『施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員』という形で、職員全体が組織として一体的な力を発揮する」ことが求められている。

基幹的職員を中心として、今日的な自立支援計画策定に向けた組織系統を図示すると、図1のとおりとなる。

従来の世帯単位で策定していた自立支援計画は、基幹的職員を中心に進められるものであり、その内容は世帯としての自立への方向性について、世帯員を中心として、職員と相談して決めたものとなる。ここには、世帯としての目標が示され、一人ひとり個別に策定される自立支援計画のもととなる。

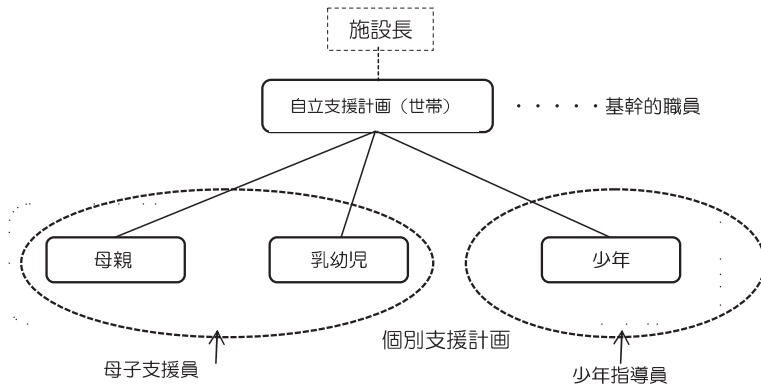


図1 想定される自立支援計画策定の組織図
[筆者作成]

個別に策定される自立支援計画は、この世帯単位の自立支援計画において設定した目標に向けて、世帯の個人個人が短期的、中・長期的にどのように取り組んでいくのかを、それぞれの担当職員と相談しながら策定するものである。

チーム責任者は、それぞれの対象に応じて母子支援員や少年指導員が担うことになり、必要に応じて心理療法担当職員等が参加する。

策定された個別の自立支援計画は、運営指針に示すように、「全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたもの」でなければならず、そこでは世帯単位の自立支援計画と、個別に策定された自立支援計画との整合性についても確認を行う必要がある。不整合部分があるのであれば、それは速やかに再アセスメントの対象となる。

各施設において、業務分担等は異なると考えられるので、ここで示すのはあくまでも運営指針等最近の動向にもとづいた一例である。しかし、基幹的職員を中心とした自立支援計画策定にかかる組織体系の確立はすべての施設に求められており、その体系化を通したさらなる課題の抽出とその対策は、今後の実践と研究の取り組むべき課題である。

5. 入所から退所後までの一貫した自立支援計画策定の意義と課題

5.1. 自立支援計画策定における「退所」と「自立」、 「アフターケア」の関係

自立支援計画策定における「退所」と「自立」の関係は、退所母子世帯の実態と今日的「自立」概念から捉えると、退所後の地域生活のなかで達成されていくものとして捉えることができる。それ故に施設退所後のアフターケアが重要となる。アフターケアの重要性は以前より指摘されてきた事項であり、特別研究委員会報告（1979：38）「あるべき母子寮の姿」では、退寮が必ずしも「自立」とは同義ではないという理解のもとに、「アフターケアがなければ、在寮時の折角の指導援助も水泡と帰す結果となる」ことを指摘している。これは、経済的な自立支援はもとより、退所後の母子の精神的な抛りどころとして、継続した支援が母子の自立に不可欠であることを示唆したものである。

1998年通知においても、「入所から退所後までの間の継続的な支援を行うことがもとより必要である」ということが、自立支援計画策定の必要性とともに指摘されている。これは、「入所中はもとより退所後についても継続的な支援を行うことが必要である」として、2005年通知にも引き継がれている。

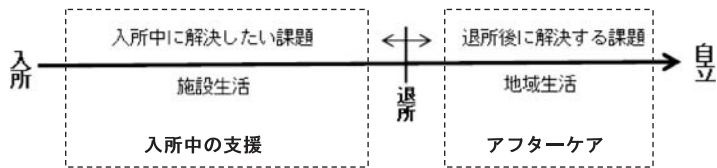


図2 施設入所から退所を経て自立に至る概念図

[筆者作成]

以上のことから、入所から退所後の地域生活までを意識した自立支援計画を策定する場合、「退所」と「自立」、「アフターケア」の関係は、図2のように整理できる。

自立支援計画における「退所」は自立に向けたプロセスのひとつであり、それ自体が目的ではない。「退所」に向けて何をするのかではなく、「自立」に向けてどう取り組んでいくのかが重要であり、それを具体的に計画化していくことで、当事者が自ら取り組むべき課題を明確にしていくことができる。

5.2. 段階的な自立支援計画の策定と一貫した支援の実施について

退所後の「自立」目標を定めることによって、中・長期的な自立支援計画の策定が可能となる。さらに、その中・長期的な計画をもとに短期目標を設定することで、その達成のための課題の設定と、解決・改善のための自立支援計画の策定が可能となる。

施設生活において取り組むべき課題は、入所要因等との関係によって様々である。DVによって避難してきた母子であれば、心身の癒やしや離婚に向けた取り組みなどが考えられるし、浮浪等によって入所した母子であれば、規則正しい生活習慣や日常生活に必要な生活スキルの習得などが考えられる。実家等への退所を考えるのであれば、家族等親族との関係構築なども支援課題となる。

個別自立支援計画では、世帯としての自立目標に向けた、段階的な課題の設定とそこへの取り組みが必要となる。その内容としては、母親であれ

ば医療機関を受診することによる心身の健康状態の回復や、法テラスを利用した離婚や破産への取り組み、各種社会福祉サービスの受給手続き、日常生活スキルの習得、就労に向けた資格の取得、就職活動、貯金などが想定される。児童の場合は、日々の登校や宿題の習慣化、学力の向上、進路選択と進学、就職活動などが考えられる。また、スポーツや趣味における目標の設定とその取り組みなどもあるだろう。

入所中に解決すべき課題の解決・改善が進めば、自ずと退所時期の設定が行われる。退所時期が決まれば、退所後の住居探しなどそれに向けた取り組みが次の達成課題として設定される。具体的な取り組みとしては、引っ越しの段取りや転校の手続き、各種社会福祉サービスの手続きなどが想定される。この段階において、入所期間が長期にわたる母子などは、退所に対して必要以上に不安を感じる世帯も出てくる。このような、退所に向けた母子の不安に寄り添いながら、退所後の地域生活を具体的にイメージした課題の設定を促し、そこへの取り組みにより、自分たちにもできるという安心感と自己肯定感の醸成に努めていかなければならない。アフターケアにおける具体的支援計画の導入と計画は、この段階で行われることになる。

退所は母子にとって大きな環境の変化を生み出す。退所先によっては、これまでの日常生活や職場での人間関係、学校や地域での友人関係など生活にかかる社会関係の大半を、退所先の地域で新たに構築しなければならない。施設や親族との距離が離れれば離れるほど、不安を抱えることにも

なる。転職や転校によって、母子に新たな問題が生じる可能性も考えられる。社会保障サービスを受給するために、行政機関等との関係構築も求められる。母親の加齢や児童の成長とともに、新たな問題が生じたり、子どもの進学とともに新たな経済的負担が生じることもある。

そのため、退所後の地域生活においても、個別支援課題の設定と、段階的な自立支援計画の策定が必要になる。施設をはじめ、地域の社会資源とどのように連携しながら安心して安定した地域生活を営んでいくのかを、目にみえる形で計画化し、その実行を通して当事者である母子の安心感と自己肯定感を育てていく取り組みである。また、退所後の時間の経過とともに施設との関係が希薄化しないように、見守り態勢の継続についても確認しておく必要がある。

世帯の抱える生活問題の内容次第では、ひとつの課題を入所中と退所後それぞれの解決課題にわけることにより、段階的な計画を立てることもある。例えば、DV 避難世帯の母親の離婚について、入所中の達成課題は弁護士を見つけて監護権と婚姻費用に関する取り決めをすること、退所後に面会、養育費、慰謝料、親権に関する取り決めと、離婚の成立に向けて取り組むことを母親が計画化した場合などである。入所時には生活保護を受給して、生活の安定を図りながら課題解決に向けて取り組み、婚姻費用を受け取ることに成功すれば、その成功体験を通じた自己肯定感を得ることができる。退所後、離婚が成立し、養育費や慰謝料と社会手当を得ることができれば、新たな経済基盤をつくり次の段階へと進むことができる。退所後の地域生活のなかで、就労先を探し、それによって収入を得ることによりさらに次の段階に進むことになる。世帯の「自立」目標に向けた段階的な取り組みの一例である。施設は各段階において、当事者と相談しながら支援の内容と方法に関する自立支援計画を策定し、それにもとづいた支援を展開していくことになる。

このように、世帯としての「自立」目標を設定

したうえで、それぞれの段階において、その都度母子の置かれている状況に即した個別世帯員の達成課題の設定と、個別自立支援計画の策定を繰り返していくことによって、入所から退所後のアフターケアに至る一貫した支援が実現していく。

5.3. 施設が独自に設定している利用期間に関する問題

筆者の勤務する母子生活支援施設では、入所時に母親に提出を求めている誓約書に、「自立に向けておおよそ3ヶ月をめぐりに就労し、目標を定め生活の安定を図り2年から3年をめぐりに、2年から3年の内に退所します」という文言が盛り込まれている。これは、筆者が勤務する2011年4月以前の、業務移管される前の法人が作成したものであり、その文言が盛り込まれた経緯は明らかではない。しかし、このように施設の利用期間を施設側が任意に設定しているケースは全国的にみても少なくないと思われる¹⁷⁾。

湯澤(1999:93)は、自立支援における留意点のひとつとして、「母子家族の自立のありようは一律ではありえず、それぞれの個性や多様性があること、また自立のプロセスや必要とされる時間も多様であることをふまえておくこと」をあげている。

対して、現場職員である川口・花島(1998:48)は、施設が一律の施設利用期間を設定し、それにもとづいて支援を展開することについて、「『自立意欲の減退』、『計画的な施設利用』、『施設の立地条件』、『経済的効率性』等の観点からすると、この考え方が適切な、あるいは止むを得ない場合もあるだろう」としている。しかし、「自立意欲の減退」については、既に福祉依存と表現されることに対する批判的研究が数多く行われている。フルタイムで働き、社会手当を受け取ってもなお、生活保護基準より低い母子世帯の所得水準こそが、社会政策・社会福祉の課題として取り上げられるべきである。

当事者である母子の自立に向けた取り組みの期

間は、「計画的な施設利用」や「施設の立地条件」によって制限されるべきものではない。入所を希望する母子世帯の増加に施設数が追いついていないのであれば、それは公的責任において解決されなければならない問題である。各施設が独自に、入所世帯の個別事情に配慮することなく、早期退所を促す対応を行っているとするれば、それは入所世帯にとって本来受けるべき支援を十分に享受できないという問題に加え、地域で入所を希望する世帯にとってもいつまでたってもサービスが拡充されないということである。「計画的な施設利用」や「施設の立地条件」に対する本来的対応は、政策主体への働きかけを通じた施設設置の拡充である。

「経済的効率性」が母子の自立に対する取り組みに先立って優先されることも、社会福祉の理念に照らし合わせて考えれば、その不適切性は明らかである。しかし、現場ではこれを容認する動きが確かにある。例えば、「経済的効率性」に関する一因として、「被虐待児受入加算」の存在があげられる。これは、虐待の増加を理由に2004年に創設された制度で、受け入れた被虐待児の人数に応じて月額26,200円が支弁される。カウンセリング等の心理療法を実施する心理療法担当職員、主に乳幼児等の対応にあたる看護師等の雇上げや子どもの日常生活諸費に充てることを目的として創設された制度である。この制度がネガティブなインセンティブとして機能する理由は、被虐待児入所後の1年間しか支弁されないことによる。その結果、施設の経営上、被虐待児受入加算の切れた世帯をなるべく早期に退所させ、新たに被虐待世帯を入所させることで安定した経営を図ろうとする施設が出てくる。期限を限って支弁するという制度設計上の問題と、それを見込まなければ安定した施設運営が行えないような措置費設計上の問題、そして、それに甘んじて施設運営を行おうとする施設側の問題が指摘できる。

各世帯の特性や抱えている生活問題の内容によって、「自立」へのプロセスや課題達成に必要と

される時間は異なる。上記のように、施設が入所期間を一律に定めることは、母子の自立に向けた取り組みと、何ら整合性をもっていない。

5.4. 施設利用期間の設定に関するあり方について

川口・花島(1998: 48)は、先述の指摘のうえで、「利用期間の設定に際しては、利用家族と施設職員、措置機関が十分に話し合ったうえで、利用家族自らが決めていく場合に支援上有効性をもつ」としている。これは、施設が一律の利用期間を設定することが、母子の自立支援に際して有効ではないことを指摘したものである。湯澤が指摘するように、各世帯によって個別性と多様性があり、各世帯の設定する「自立」目標は一律ではない。それに対して一律の利用期間を設定することは、施設側の指導に当事者である母子を従わせようとするパターンリズムが発生する危険性をはらんでいる。松原(1999a: 19)が、「自立」について検討する際に必要な留意点のひとつに、「『自立』は強いられたものであってはならない」ことをあげているように、「自立」目標に向けた「退所」時期の決定は、的確なアセスメントのうえに成り立つ協働関係のなかで、当事者の主体性が貫かれなければならない。

一律の利用期間を設定している施設で発生が危惧される問題のひとつとして、「施設自らの機能や対象者限定の恐れ」(川口・花島, 1998: 48)にもとづく入所者の選別があげられる。個別利用者の特性に応じた支援計画を策定し、そのなかで当事者である母子と相談のうえで支援期間を設定し、問題の解決・改善を支援していくことが施設に求められる本来の役割であるが、一律の利用期間の設定は、その期間内に退所できるかどうかをアセスメントの基準とするため、入所者の選別につながりかねない。例えば、母親や児童に重篤な障害や疾患があることにより、施設の定めた期間内に自立(この場合往々にして「自立」が「退所」と同義で用いられる)が困難であると施設によっ

て判断されたケースなどは、入所を断られる可能性がある。そのような施設では、母親の能力が高く、就労による経済的自立が見込まれ、児童の年齢も高く素行や学力に問題のないケースなどを好んで入所させることになろう。

また、一律の利用期間の設定は、当事者が施設を有効に活用して達成したいと考えている課題の設定に制限を加えてしまう。期日までに達成できる課題設定が前提となるため、自立支援計画の目標を施設の定めた期間に合わせてスケールダウンせざるを得ない。また、期日が定められているために失敗が許されず、結果的に自立支援計画が当事者に対してプレッシャーとストレスとして機能する。

これは、当事者と施設の間だけで発生している問題ではなく、当事者と福祉事務所（行政機関）の間でも発生している問題である。当事者の意向に関わらず、入所時に福祉事務所と取り決めた期間を理由に退所を迫る自治体も存在する。

母子生活支援施設における自立支援においては、「利用期間」ではなく「退所時期」を、母子自身が考え設定することを側面的に支援していくことが施設の役割となる。母子が世帯としての自立目標を設定する過程において、自らの退所時期を設定するというのが本来のあり方である。施設生活のなかで解決・改善すべき問題に主体的に取り組み、退所後の地域生活を具体的に想像し、そこに向けての準備が整ったときにはじめて、具体的な退所の時期が自分のこととして母子自身にも意識される。

自立支援計画の策定にあたり、当初設定された目標とそれにともなう退所時期は、世帯の抱えている生活問題の解決・改善の度合いと、それに沿った支援の展開によって修正されていくものである。自立支援計画の再評価の度に、的確なアセスメントと当事者との話し合いを通して見直されていかなければならない。再評価において、当初に設定した退所時期を根拠に（ましてや施設が一律に設定した利用期間を理由に）、母子自身の立て

た「自立」目標を、施設職員からの働きかけによって修正させるようなことがあってはならない。

5.5. 退所後の地域生活を見据えた自立支援計画の策定とその課題

母子生活支援施設を退所した世帯に対するアフターケアにおいて、「退所した世帯が、生活問題を抱えたまま地域で孤立しないように、また、抱えている問題を重篤化させないように」、「母子の退所時に退所先の地域の民生委員・児童委員や福祉事務所とのケース会議を実施し、見守りを含めた退所後の支援計画について確認しておくこと」は、「退所後も継続した支援の対象であることを母子自身に認識してもらう機会」となる（武藤、2013: 82）。

アフターケアは、退所前に行う退所後の自立支援計画の策定と、その確認段階において、既に始まっている。同時に、入所中の課題達成のふり返りも行われるため、連続性と一貫性のある自立支援計画の策定が可能になる。退所後の地域生活における連携先と、入所中から協働関係になれることは、母子の安心感にもつながる。

退所は、母子に大きな環境変化を与える。退所先の福祉事務所、母子自立支援員、民生・児童委員、子どもの転校先、母親の新たな就労先、近隣住民、子ども会、PTA等、多くの関係先と新たな社会関係を取り結ばなければならない。その不安と負担を軽減するためには、退所しても頼れる社会資源を確保しておくことが必要であり、その数は多いほどよい。退所前の自立支援計画には、それを反映しておく必要がある。

退所後の支援においては、自立支援計画の策定はもとより、退所母子との関係性を継続するためのアウトリーチが重要となる。「アフターケアが入所者支援の延長に位置づけられているにもかかわらず、未だ入所中の支援に重点が置かれ、退所後の支援については具体的な実践報告もなければ、実証的な研究も行われていない」（武藤、2013: 82）現状においては、研究と実践の蓄積に

よって、その方法論の確立が急務である。『平成24年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』では、「職員による訪問相談・支援」を実施している施設は46.2%にとどまっている。確固たる方法論の確立によってこそ、現場のアウトリーチに対する理解も深まり、実施率の引き上げにつながっていく。

また、退所後の効果的なアフターケアの実施には、「入所中の信頼関係の構築と支援の専門性に対する当事者の理解と信頼がどの程度得られているのか、さらに、それを退所後も継続できているか」(武藤, 2013: 82)が重要となる。立ち戻って、入所中の自立支援計画にもとづいた支援に対する当事者の評価が、退所後のアフターケアの成功を左右するといえる。

入所中の自立支援計画にもとづいた支援に対する当事者の評価を高め、支援の専門性に対する信頼を深めることが、退所後の継続した自立支援計画の策定につながる。退所後の母子をアウトリーチを含む有効な手法によって継続的にケアすることで、母子の安心で安定した地域生活の実現と、世帯の「自立」目標の達成へとつながっていくのである。

6. 母子生活支援施設における自立支援計画のあり方について

6.1. 母子生活支援施設における自立支援計画策定のあり方について

母子生活支援施設において、当事者である母子と施設職員が共有すべき「自立」の捉え方と、入所から退所後の地域生活に対するアフターケアまでの、一連の一貫した支援の必要性については、これまでに述べてきたとおりである。

各世帯は、自分たちがどのような地域生活を送りたいか、将来設計をどうしていくのかを、世帯の「自立」目標として設定する。入所当時の混乱期には、自分たちの今の生活を考えることすらままならない状況であることが多い。その段階にお

ける世帯の将来像は、想像すらできないか、非常に漠然としたものであろう。施設生活のなかで、安心と安定を取り戻し、自分たちの抱えている生活問題を自分たちのこととして認識し、それに対してどう取り組んでいくのかという解決・改善に向けた生活のなかで、徐々に具体化・明確化していくものである。各世帯が設定する「自立」目標は一定のものではなく、世帯の状況とともに変遷しながら、時間の経過とともにその輪郭を明らかにしていくものとして考えられる。

各世帯が設定した「自立」の実現に向けて、世帯員個別に策定した自立支援計画が、施設が行う「自立」支援への指標となる。各世帯の「自立」に向けて、個別世帯員が短期目標を設定し、それをどう実現していくのかについて、施設をはじめとする関係機関と相談し、達成への過程と、そこに必要な支援を目にみえる形で示したものが、世帯員個別の自立支援計画である。計画の再評価の段階では、世帯員それぞれが自らの設定した目標に対して、どの程度達成できたか、どんな課題を残したかを自己評価するとともに、目標達成に向けて施設に要請していた支援がどの程度実現したか、また、どの程度有効に機能したのかを評価していく。そのうえで、次の短期目標を設定し、実現に向けた短期計画を策定し、施設にはどのような支援を求めているかを明らかにしたうえで取り組んでいくことになる。この取り組みを、入所時から退所後の地域生活にかけて繰り返し行っていくことで、一連の一貫した、段階的な支援が可能になる。

6.2. 自立支援計画にもとづいた段階的な支援のあり方について

自立支援計画にもとづいた段階的な支援のあり方について示したものが図3になる。

施設が支援する自立支援の過程は、世帯の「自立」目標を明確化していく過程といえる。

母子生活支援施設は「経過施設である」と言われるように、いずれ必ず退所して地域に出る時期

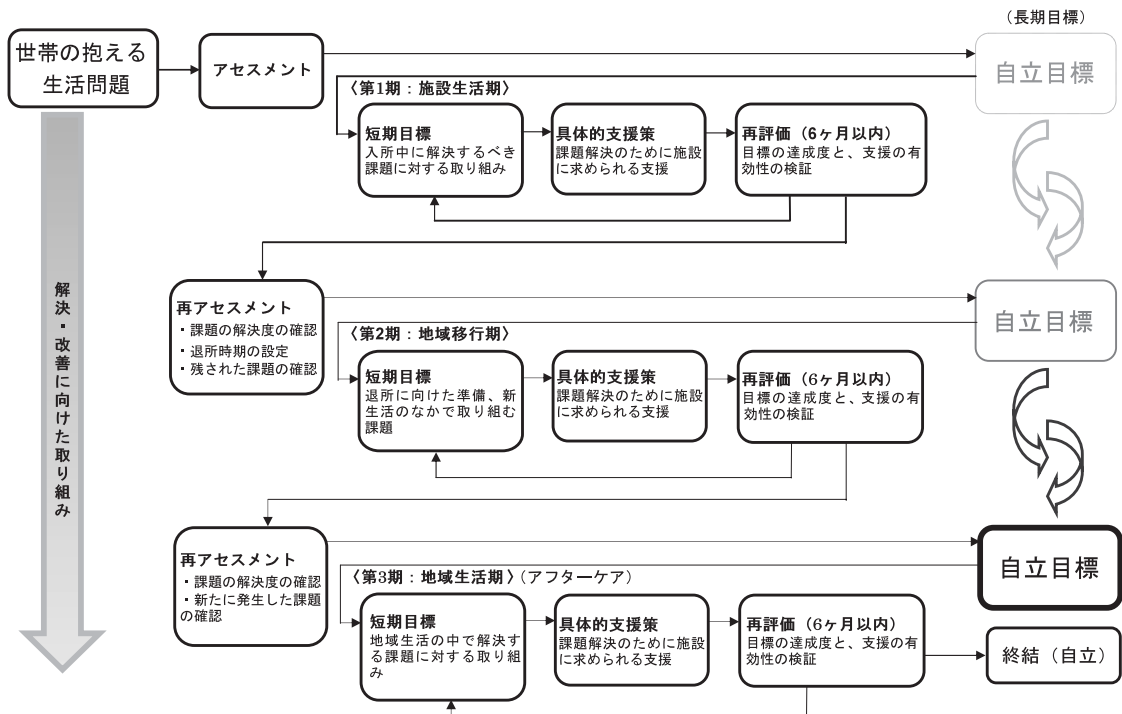


図3 段階的な自立支援計画の策定と支援の流れ
[筆者作成]

が来る。入所時には漠然としていた地域生活の先にある世帯の自立した生活のイメージが、解決・改善に向けた取り組みが進むにつれ、時間の経過とともに徐々に明確化していくことになる。

本研究では、支援時期を3期にわけて考えている。入所後、入所中に解決すべき課題に取り組んでいる時期を第1期、入所中の課題の解決・改善が進んで地域生活への移行が現実化した段階を第2期、退所後の地域生活において解決すべき課題への取り組みと、終結への過程を第3期とした。

第1期は地域での生活を継続できなくなった理由（生活問題）への取り組みが中心となる。再び地域で生活するために、それぞれの世帯が抱える課題を確認し、どのように解決・改善していくかという具体的な目標を立て、そのために必要な支援を施設に要請し、目標の期日までに取り組んでいく過程である。短期的な見直しを繰り返していくことで、自らの達成状況と支援の有効性を確認

しながら、生活問題の解決・改善に段階的に取り組んでいくことができる¹⁸⁾。

第2期は施設生活のなかで解決すべき課題への取り組みが進み、解決・改善した段階である。施設生活を継続する理由がなくなり、具体的な退所先の地域、住宅の選定に入る段階といえる。母親の転職、児童の進学や転校など、転居とともに生活環境も大きく変化する時期であるので、事前より具体的な計画を策定し、それにもとづいて取り組むことにより、世帯の負担と不安を軽減し、スムーズに地域生活につなげることができる。期間としては、比較的短期間になると予想されるが、世帯のニーズと状況の変化に応じて、その都度見直しを行いながら取り組んでいく必要がある。

第3期は、地域に出てからの支援にあたる、いわゆるアフターケアの時期である。残された課題の解決・改善に加え、地域に出たことによる新たな課題の発生も予測される。それらの解決・改善

に向けた取り組みを施設と協働で行いながら、世帯の自立目標に向けて近づいていく段階である。この時期には、世帯の自立目標はかなり具体化・明確化していると考えられる。世帯ごとに状況は異なるので、どのタイミングで終結するかは個別ケースごとに考える必要があるが、終結の要件と時期を計画のなかに盛り込むことにより、支援が終結することに対する母子の不安を軽減することができるであろう。

以上の各時期に応じた自立支援計画の策定と、それにもとづいた支援の展開が、母子の自立に向けた一連の一貫した自立支援の過程となる。入所から第1期、第2期、第3期を経て終結へ向かう過程のなかで、各段階に明確な境界があるわけではない。緩やかな連続性をもって世帯の目標とする自立に向けて移行していくものと捉えられる。

7. おわりに

母子生活支援施設における入所中の自立支援にかかるプロセスは、既に山辺（2002a, 2002b）によって示されている。個別自立支援計画についての検討も、この山辺らの研究（2007）においてかなり具体的なものが提示されている。しかし、母子生活支援施設における自立支援計画の具体的な内容と、それを利用した自立支援の実際に関する研究の蓄積は、同じ児童福祉分野における児童養護施設にかかる研究に比べると、非常に少ない。特に、アフターケアを視野に入れた、一貫した支援についての研究と実践は、現場に課された今後の課題である。

本稿では、母子生活支援施設において、「自立」をどのように捉えるか、そして、「退所」と「自立」との関係をもとに位置づけて、どのような組織体制で取り組むのかを、先行研究等の分析と最近の動向を通して整理してきた。その結果、母子生活支援施設における自立支援計画のあり方に関する枠組みについて、ある程度明らかにできたと考えている。

実践現場では、湯澤（1999：93）が、「ともすると問題性のみを目を奪われる傾向が生じやすい」と指摘するように、母子の問題行動がケースの問題として取り上げられることが多い。他の施設の職員と合同で行われる研修会などに参加すると、当事者の問題行動にどう対処するかということに現場職員の意識が向いていることがわかる。現場職員が当事者の問題行動という「現象」に目を奪われるあまり、当事者とその世帯が抱えている生活問題という「本質」に思いを馳せることができなくなり、結果として一面的な、対症療法的な対応にとどまってしまう。当然、そのような対応では、世帯が施設を退所した後の地域生活にまで支援の目は向かず、場当たりの評価するしかない支援が展開されることになる。

自立支援計画の策定は、このような現場職員に、世帯が抱えている生活問題という、支援対象の「本質」を見せるとともに、退所後の地域生活にまで視野を広げ、アフターケアに至る一連の、一貫した支援のあり方を、自ずと考えさせる役割も担っている。

母子生活支援施設に関わる実践者や研究者は、母子世帯が地域において安心で安定した生活を営めるように、世帯の自立という母子生活支援施設独自の視点にもとづく自立支援計画の具体的な内容の検討と、それに沿った自立支援のあり方について、今後一層の研究と実践の推進を図っていかなければならない。

注

- 1) 母子生活支援施設を含む社会的養護の施設には、2012年度から3年に1回以上の第三者評価の受審と、その結果の公表が義務づけられた。
(<http://www.shakyo-hyouka.net/yogo/1tuuchi.pdf>, http://www.shakyo-hyouka.net/yogo/7_02point.doc) 2013/2/24.
- 2) 流石（1998：40）「実際には一番の退所の課題は、経済的自立と思われる」、田中（1998：210）「経済問題は、母子家庭が世帯として機能し自立していく上で最大の生活問題」など、その重要性と、達

成の困難性への指摘が行われている。

- 3) 川口・花島 (1998: 46) は、『『社会人としての成熟・成長』という観点から、『施設退所』を、生涯設計におけるより確かな自己実現へのステップという意味で『自立』と呼ぶならば、『理想的自立』とは、課題解決をめぐる利用家族の自己評価と支援者の専門的判断が合致した場合を意味する』とする。これは、「退所」を「自立」の前提として捉えた一例である。山辺 (2007: 4) は、自立支援計画にもつづいたソーシャルワークによって、あらかじめ決めた期間の終了、もしくは目標の達成時に評価し、「この評価で目標がある程度達成できた、即ち自立が実現できた(できるであろう)と判断されたときに、終結を決定」し、この終結が「『退所』という形で訪れることもあるし、施設の中での『安定した生活』という形で現れることもある」と述べている。ここにおいて「自立」とは、ソーシャルワーク上の「終結」として捉えられ、それは、退所と同時期、またはそれ以前に達成されるものとして扱われている。
- 4) 横浜市 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/katei/boshi/file/boshi-zenbun.pdf#search=%E6%AF%8D%E5%AD%90%E7%94%9F%E6%B4%BB%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%96%BD%E8%A8%AD+%E8%87%AA%E7%AB%8B%E6%94%AF%E6%8F%B4%E8%A8%88%E7%94%BB>) 2013/1/18.
- 5) 厚生労働省 (2012) 「平成 23 年度 全国母子世帯等調査結果報告 (平成 23 年 11 月 1 日現在)」によると、母子世帯の 80.6% が就業していた。しかし、その内訳をみると、正規の職員・従業員の割合は 39.4% と低く、パート・アルバイト等 (47.4%)、派遣社員 (4.7%) など不安定就労層が 5 割を超えている。母親の 2010 年の平均年間収入は 223 万円であり、平均年間就労収入だけをみると 181 万円とさらに低い数値となっている。このことから、母子世帯の母親の多くが低所得不安定労働者であることがわかる。 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002j6es.html>) 2013/2/7.
- 6) 厚生労働省 (2011) 「平成 22 年 国民生活基礎調査の概況」では、2009 年のひとり親世帯の貧困率を 50.8% と報告している。ひとり親世帯の貧困率は報告にある 1985 年以降一貫して 50% を上回っており、全世帯の相対的貧困率が 10% 台中盤で推移していることに比べるとはるかに高いことがわかる。ひとり親世帯の割合をみると、母子世帯が約 9 割を占めている。このことから、母子世帯の貧困率の高さを知ることができる。 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/>) 2013/2/20.
- 7) 生活保護における「自立」の捉え方の変遷については、大友 (2013) を参照のこと。
- 8) 全母協は、母子生活支援施設の倫理綱領において、「基本理念」、「パートナーシップ」、「自立支援」、「人権侵害防止」、「運営・資質の向上」、「アフターケア」、「地域協働」の 7 項目を、「母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行う」ために制定した。
- 9) ここでは、厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知 (平成 10 年 3 月 5 日付児発第 9 号) を引用しているため、児童相談所の「処遇指針」と表現されているが、この通知は厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知 (平成 17 年 8 月 10 日付雇児福発第 0810001 号) の発効をもって廃止されたため、その後は「援助指針」に改正されている。
- 10) 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、児童家庭局長「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」、1998/2/18.
- 11) 児家第 6 号各都道府県・指定都市・中核市民生主管部 (局) 長宛、厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知、1998/2/18.
- 12) 厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知、児発第 9 号、1998/3/5.
- 13) 各都道府県・指定都市・中核市民生主管部 (局) 長宛、雇児福発第 0810001 号、2005/8/10.
- 14) 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、児童相談所設置市市長宛、雇児発 0329 第 1 号、2012/3/29.
- 15) 山辺の母子生活支援施設における自立支援計画に関する研究は、芹澤の施設と共同で行われている (社会福祉法人宏量福祉会野菊荘 (2007) 『母子生活支援施設における自立支援計画策定に関する研究報告書』)。運営指針策定における母子生活支援施設ワーキンググループのメンバーは、その二名を含む、菅田賢治 (全母協副会長、仙台つばさ荘施設長)、大澤正男 (全母協副会長、葛飾区ふたば荘施設長)、芹澤出 (全母協制度政策委員長、野菊荘施設長)、青戸和喜 (全母協研修広報委員長、岡崎市いちょうの家施設長)、森脇晋 (全母協総務委員長、白百合パークハイム施設長) の 5 名の現場経験者と、山辺朗子 (龍谷大学)、湯澤直

美（立教大学）の2名の学識経験者によって構成されていた。

- 16) 『平成24年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』では、基幹的職員を配置している施設は44.7%にとどまっており、この配置率の引き上げも母子生活支援施設に課せられた今後の課題である。
- 17) 例えば、大阪市にある母子生活支援施設「ボ・ドーム大念仏」のホームページをみると、「利用者が自立退所する期間をおおむね3年以内と考えています。特別な事情のある方は、事情を考慮して5年以内での自立退所とさせていただきます」と記載されている。（<http://www.dsw.or.jp/bodome.html>）2013/1/30。また、横浜市にある母子生活支援施設「むつみハイム」のホームページでは、「入所期間は概ね二年ですが、入所してから、定期的に見直しをします」との記載がある。（<http://www.yui-yui.net/care/heim.html>）2013/5/15。
- 18) 運営指針では、自立支援計画について、「アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う」と定められている。

参考文献

- 今市恵（2000）「母子生活支援施設の今日的課題—自立支援計画策定をめぐって」『大阪千代田短期大学紀要』29, 49-58.
- 川口学・花島治彦（1998）「母子生活支援施設における自立支援の現状と課題」『世界の児童と母性』45, 46-49.
- 松原康雄（1999a）「第1章 ファミリーサポートの拠点としての母子生活支援施設」松原康雄編著『母子生活支援施設—ファミリーサポートの拠点—』エイデル研究所, 9-27.
- 松原康雄（1999b）「第2章 子どもと母子生活支援施設」松原康雄編著『母子生活支援施設—ファミリーサポートの拠点—』エイデル研究所, 29-42.
- 武藤敦士（2013）「母子生活支援施設における『アフターケア』に関する一考察—『母子生活支援施設運営指針』を中心として—」『中部社会福祉学研究』4, 75-84.

- 森望（1998）「トピックス・児童自立支援計画の策定について」『世界の児童と母性』45, 46-49.
- 大友信勝（2013）「日本における生活保護の自立支援」『季刊公的扶助研究』229, 28-43.
- 流石智子（1998）「母子生活支援施設で生活している母と子の自立支援と現状」『ジェンダー研究』1, 40-52.
- 社会福祉法人宏量福祉会野菊荘（2007）『母子生活支援施設における自立支援計画策定に関する研究報告書』.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2011）『平成22年度 全国母子生活支援施設実態調査報告書』.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2013）『平成24年度 全国母子生活支援施設実態調査報告書』.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2012）『母子生活支援施設運営指針関係資料集』.
- 竹中哲夫（1998）「児童養護施設等における自立と『児童自立支援計画』をめぐって」『児童養護』29(2), 46-49.
- 田中チカ子（1998）「ひとり親家庭への自立支援の課題と将来展望」『松山東雲短期大学研究論集』29, 207-217.
- 特別研究委員会報告（1979）「あるべき母子寮の姿」社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子寮協議会（1995）『平成7年度 全国母子寮協議会 基本文献資料集』15-60.
- 山辺朗子（2002a）「社会福祉施設におけるソーシャルワークの展開について—母子生活支援施設における自立生活支援を中心として その1—」『龍谷大学社会学部紀要』20, 55-61.
- 山辺朗子（2002b）「社会福祉施設におけるソーシャルワークの展開について—母子生活支援施設における自立生活支援を中心として その2—」『龍谷大学社会学部紀要』21, 80-88.
- 山辺朗子（2007）「総論」社会福祉法人宏量福祉会野菊荘『母子生活支援施設における自立支援計画策定に関する研究報告書』3-5.
- 湯澤直美（1999）「第4章 女性と母子生活支援施設」松原康雄編著『母子生活支援施設—ファミリーサポートの拠点—』エイデル研究所, 63-96.

Status of self-reliance support plans in maternal and child living support facilities

Atsushi Muto

Aichi Showaso, Maternal and Child Living Support Facility

The revision of the Child Welfare Act in 1997 required the establishment of a self-reliance support plan for each household in maternal and child living support facilities. In March 2012, the 'Operational Guidelines for Maternal and Child Living Support Facilities' were published. In addition to the original plan for each household, these guidelines required the establishment of an individual self-reliance support plan for each mother and child admitted to the facilities. Furthermore, the current trend suggests that there is a demand for such an organized system. Moreover, from 2013, each facility will establish mandatory third-party evaluation criteria.

However, in terms of the development of practice and research on maternal and child living support facilities, the concept of 'self-reliance' has not been elucidated. Moreover, the relationship between an individual 'leaving the facility' and achieving 'self-reliance' has not been clearly demonstrated.

Therefore, in this study, we present the concept of 'self-reliance' and its relationship to 'leaving the facility'. We further clarify the framework regarding the state of self-reliance support plans in maternal and child living support facilities on the basis of present trends related to support.

Key words: maternal and child living support facilities, self-reliance, leaving the facility, self-reliance support plans, consistent support